

「盛岡広域エリア ARデジタルスタンプラリー」(仮称)
企画運営業務

業 務 仕 様 書

令 和 8 年 2 月
盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会

この業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「盛岡広域エリア ARデジタルスタンプラリー」（仮称）企画運営業務（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、実行委員会が委託する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

(1) 目的

酒蔵ツーリズムの定着に向けて、盛岡広域圏ならではの観光コンテンツであるお酒関連のイベントを核とした広域周遊を促進するため、盛岡広域エリア（※）で開催される観光・物産イベントなどを活用したスタンプラリーを実施し、酒造り文化や食文化、多彩な地域資源の魅力を発信する。

※ 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町

(2) 業務名

「盛岡広域エリア ARデジタルスタンプラリー」（仮称）企画運営業務

(3) 主催及び共催

主催：盛岡広域元気まるごと発信事業実行委員会

(4) 委託期間

契約の日から令和9年1月29日まで

(5) 開催期間

令和8年7月1日から令和8年11月30日までを含む期間とする

(6) 開催エリア

盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町

2 委託業務の内容

(1) システム構築

Web ARを使用したQRコードの読み取りによるスタンプラリーを基本とする内容で実施すること。システム要件等については、下記の事項を基本とするが、本業務を円滑に実施できる提案については、変更を可能とする。

ア システム要件

- ・ 対応ブラウザ：Chrome, Safari, Edge（最新版）
- ・ 対応OS：iOS 14以降、Android 10以降
- ・ 推奨端末：カメラ付きスマートフォン、4G以上の通信環境
- ・ オフライン対応：スタンプ取得不可時は端末に一時保存し、通信回復後に同期

イ その他の要件

- ・ 個人情報は匿名化し、保存期間はイベント終了後90日以内に削除
- ・ 高齢者向けに文字サイズ調整機能を搭載

(2) イベント地点登録

ア お酒関連イベント

- ・ 盛岡広域エリアで開催されるお酒関連イベントを3地点以上とし、地点数は提案によるものとし、登録するイベント（別添、広域候補イベント参照）については、実行委員会において決定する。

イ その他の観光・物産イベント

- ・ 盛岡広域エリアの市町（8市町）各2地点（イベント）以上、合計16地点以上を基本とし、登録可能地点数は提案によるものとする。
- ・ 地点の選定は、各市町観光担当課等が希望するイベント（別紙 市町候補イベント参照）の優先順位により登録すること。

(3) フォトフレームの作成

- ・ 盛岡広域エリアの市町（8市町）及び広域イベント（共通）の9種類のデザインを作成すること。
- ・ デザインはわんこきょうだい「とふっち」及び「そばっち」を使用し、地域限定デザインなど既存のデザインを使用も可能とする。
- ・ デザインの素材使用については、受託者において許諾を受けること。

(4) 参加景品等

- ・ 8市町イベント及び広域イベントのスタンプのクリア数等により景品の設定を行うこと。
- ・ 景品の設定数、金額、景品総額については、提案によるものとする。
- ・ 景品については、盛岡広域エリアの特産品を設定することとし、委託費に含むものとする。
- ・ 8市町（各1か所）及び広域イベント（1か所）のスタンプ（計9個）クリアを応募条件とする景品を設定すること。
- ・ その他の景品の応募条件については、地域別、ポイント方式、ビンゴ形式など提案により決定する。
- ・ 少額景品（500円程度）については、岩手県盛岡広域振興局の広報用ノベルティ（30個×2種類程度）の提供が可能であり、実行委員会と協議すること。ただし、郵送経費は委託費に含めること。

(5) 広告宣伝関係

- ・ イベントを告知するポスター（150枚）及びチラシ（1,500枚）について、適切な仕様（ポスターサイズ：A1またはB2サイズ、カラー）を企画のうえデザインし、作成、配布（約50カ所）すること。
- ・ チラシでは、盛岡広域エリアの市町の代表的なイベントの画像等を掲載すること。
- ・ チラシ作成時に日程や詳細が確定していないイベントについては、決定後にSNS等により情報発信するなど、盛岡広域振興局の公式Xと連携し周知すること。
- ・ その他、番組タイアップや情報誌、ホームページ及びSNSの活用等、県内外へのイベント開催の周知及び集客に効果的な広報について企画し、実施すること。

(6) 参加者の属性及び移動動向の分析

- ・ デジタルスタンプラリー参加者の性別、年代、居住地、周遊の動向及びイベント参加傾向などを分析し提出すること。

(7) その他関連提案

- ・ ケーミフィケーション（ランキング表示、バッジ付与）、マーケティング連携（SNSキャンペーン、割引クーポン等）の活用については提案事項とする。

(8) リスクマネジメント

- ・ スタンプラリーの登録イベントが中止になった場合の措置や特定市町の最後のイベントが中止になった場合（9スタンプ未成立）の救済措置等について、事前告知の準備を含めて整理すること。

3 留意事項

- (1) 受託者は、上記2の各号に掲げる委託業務の内容を誠実に遂行するものとし、本業務の準備及び執行に当たっては、随時、実行委員会と協議すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、事前に進行過程を含む全体のスケジュール等を明らかにした実施計画書（様式は任意）を作成し、実行委員会に提出すること。
- (3) 業務完了後、速やかに事業完了報告書（別途、様式を指定）を作成し、提出すること。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、実行委員会と協議のうえ決定すること。

4 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合は、再委託先（商号又は名称）及び再委託しようとする業務の内容等の必要事項について、あらかじめ実行委員会に書面で報告しなければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 実行委員会は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。

イ 実行委員会は、上記(1)のイにより、受託者が本業務の一部を委託した第三者による本業務の履行について著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、ア又はイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じるとともに、その結果を、請求を受けた日から10日以内に実行委員会に対して書面で提出しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により制作した成果物及び資料並びにその利用に関する著作権及び所有権等については、原則として、委託料の支払いの完了をもって受託者から実行委員会に移転するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示及び漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。